

要件

## 土地等を収用された場合の課税の特例

---

- 土地収用法や、その他の法律で収用権が認められている公共事業のために、土地建物を売った場合

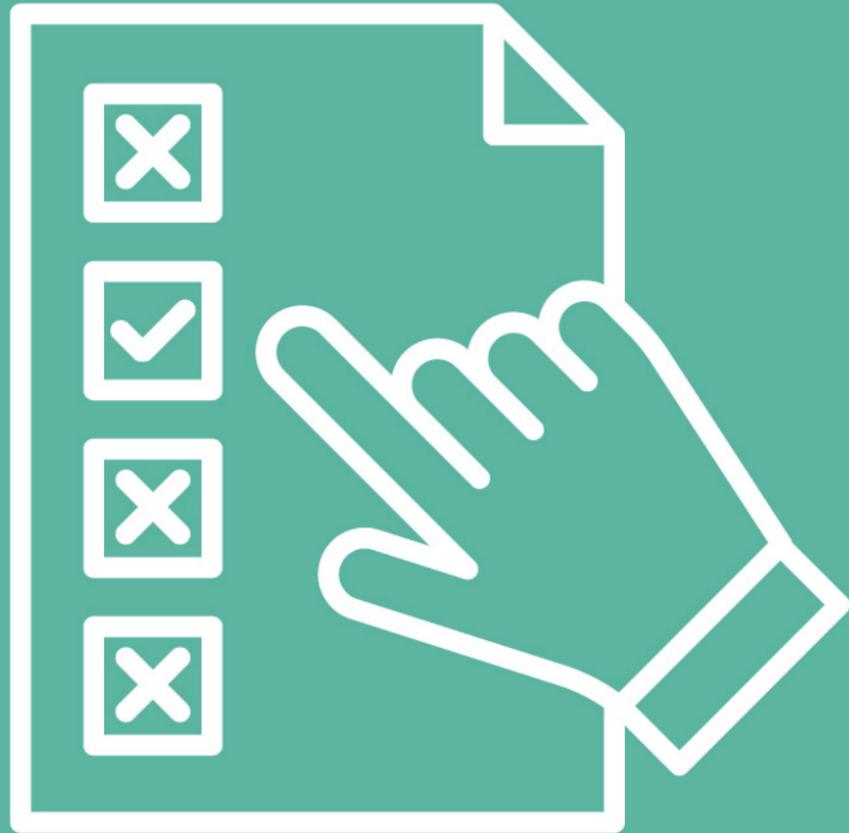


CHECK

## 土地等を収用された場合の課税の特例

---

- 収用等に伴い代替資産を取得した場合の課税の特例
- 収用等により土地建物を売却した場合の5000万円特別控除の特例



要件

## 課税特例の対象

---

- 補償金のうち、資産の対価として支払われる対価補償金
- 収益補償金、経費補償金など対価補償金以外の補償金でも一定の要件に該当すれば対価補償金として扱う



CHECK

## 代替資産を取得した場合の課税の特例

---

- 売った金額より買い換えた金額が多いとき  
所得税の課税が将来に繰り延べられ  
売った年は譲渡所得がなかったものとされる

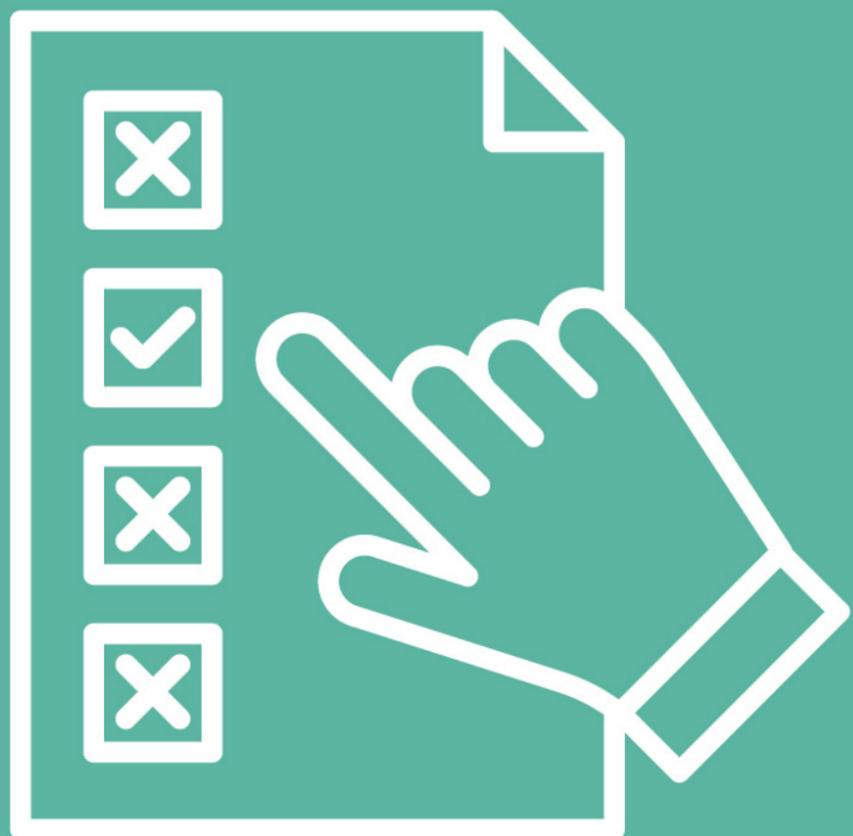


CHECK

## 代替資産を取得した場合の課税の特例

---

- 売った金額より、買い換えた金額が少ないとき  
その差額を収入金額として、譲渡所得の金額の計算を行う

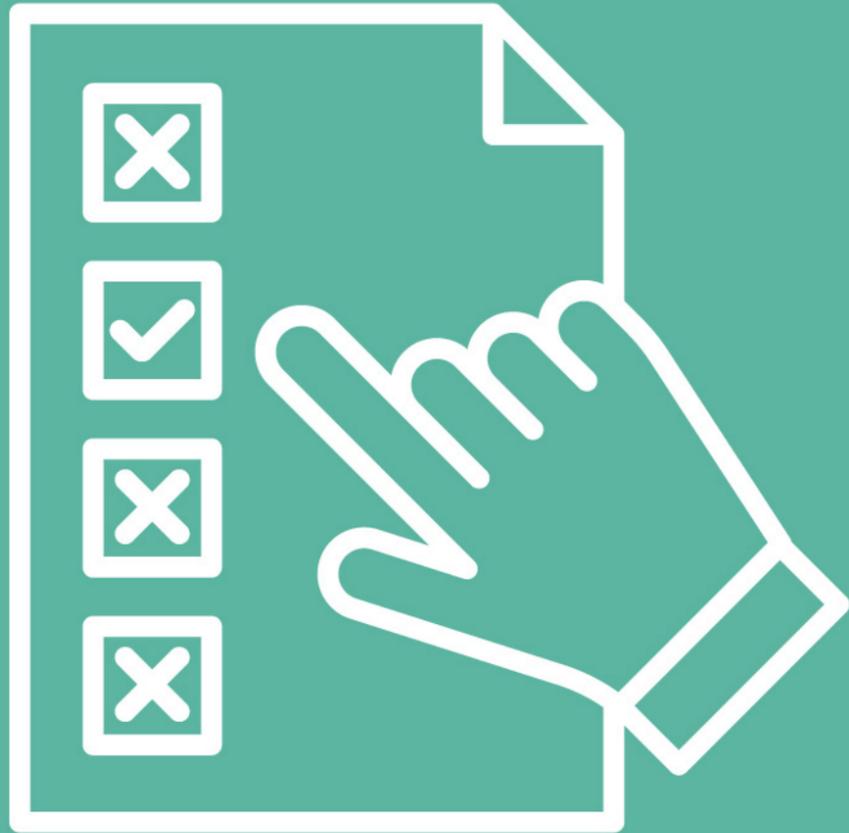


要件

## 適用要件

---

- 売った土地建物は固定資産である
- 売った資産と同じ種類の資産を買い換える

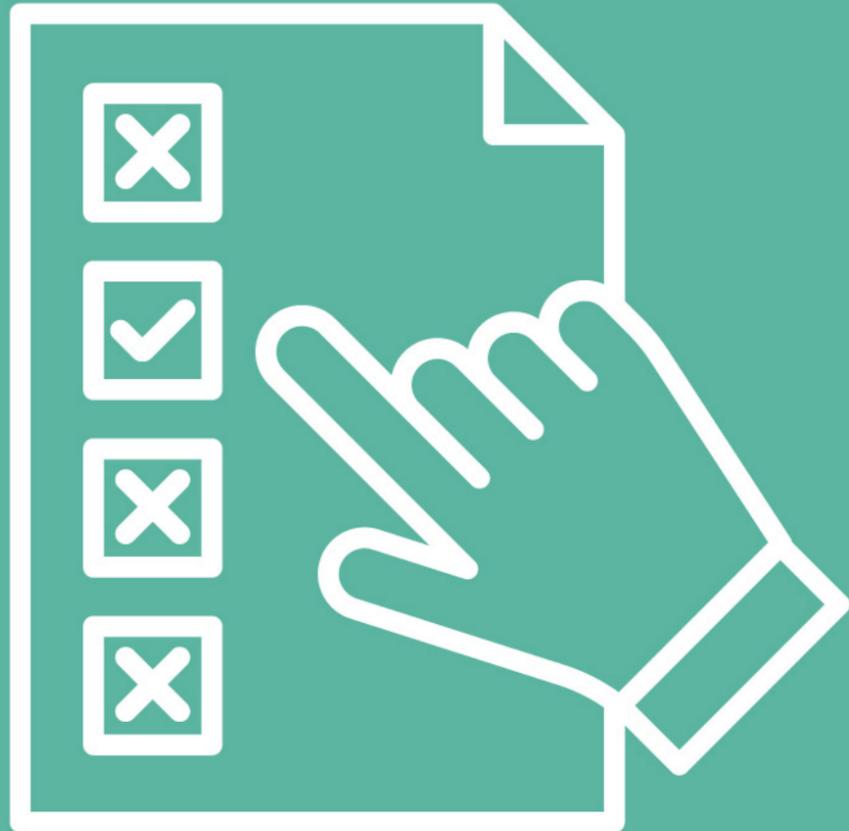


要件

## 適用要件

---

- 次の期間内に代替りの資産を取得すること
  - 土地建物の収用等があった年
  - 土地建物の収用等があった年の前年

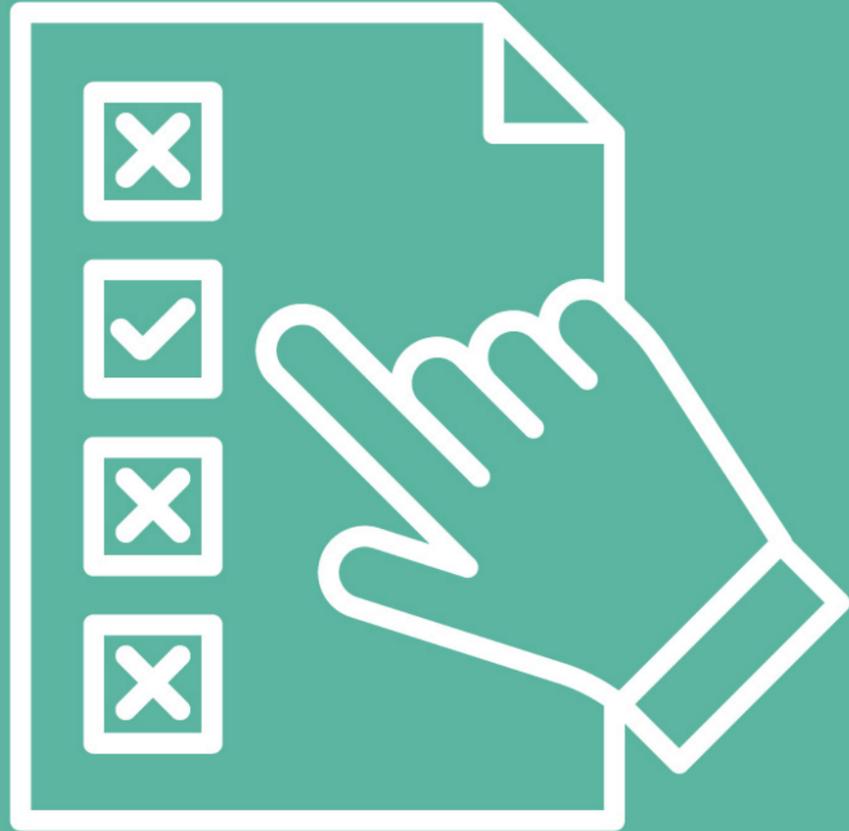


要件

## 適用要件

---

- 次の期間内に代替りの資産を取得すること
  - 土地建物の収用のあった年の、翌年1月1日から、収用のあった日以後2年を経過した日までの期間

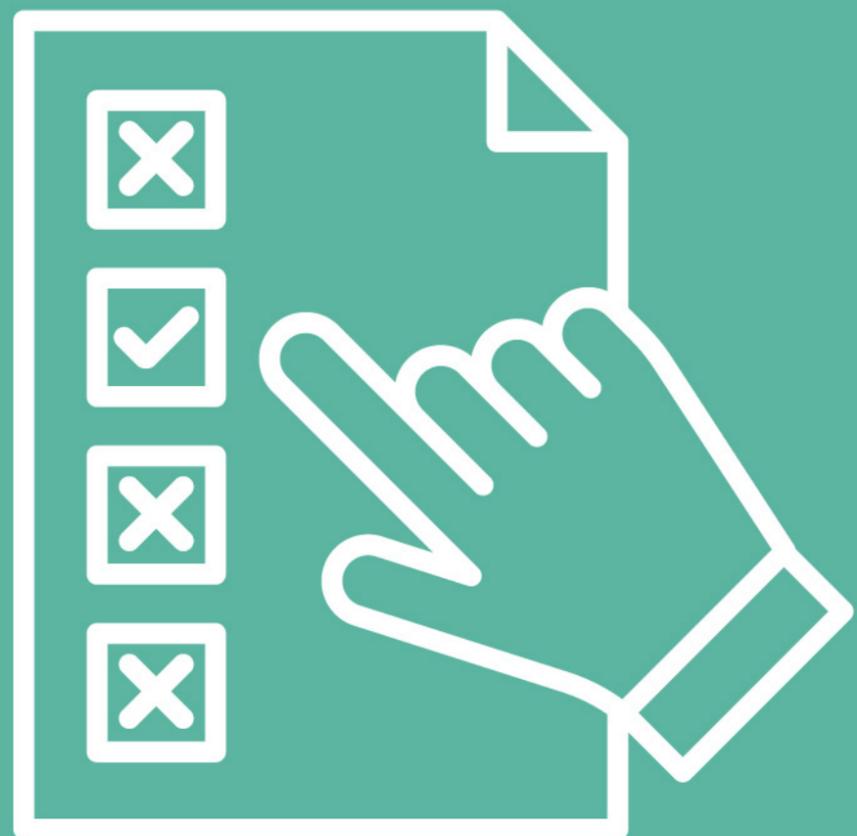


要件

## 土地建物を売却した場合の 5000万円特別控除の特例

---

- 売った土地建物は固定資産であること

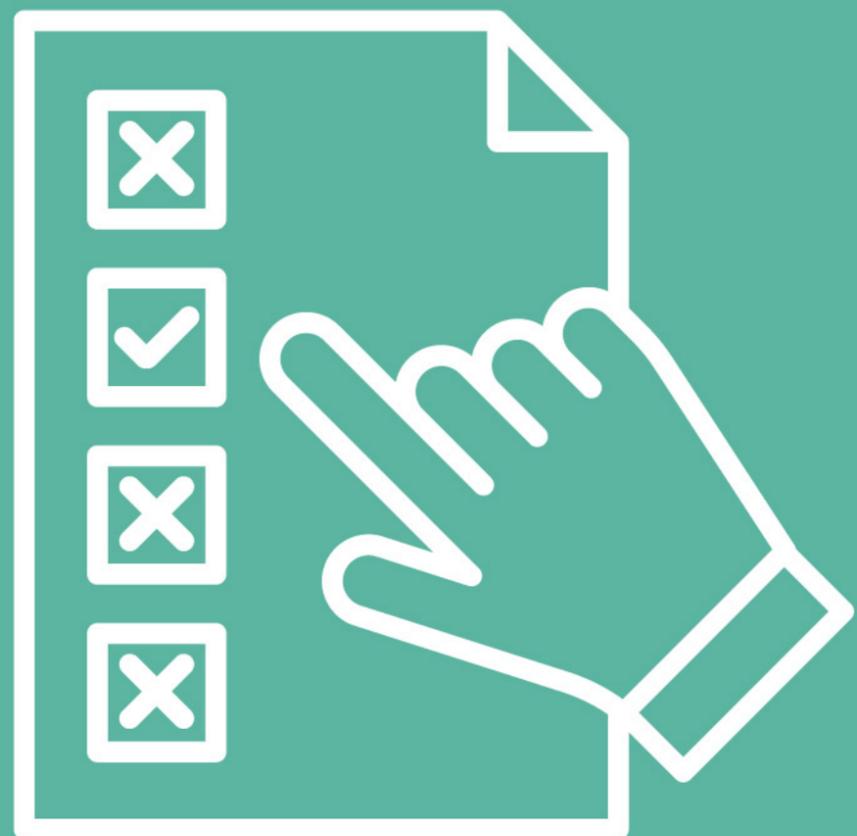


要件

## 土地建物を売却した場合の 5000万円特別控除の特例

---

- その年に公共事業のために売った資産の全部について、収用等に伴い、代替資産を取得した場合の課税の特例を受けていないこと



要件

## 土地建物を売却した場合の 5000万円特別控除の特例

---

- 最初に買取り等の申出があった日から6か月を経過した日までに、土地建物を売っていること



要件

## 土地建物を売却した場合の 5000万円特別控除の特例

---

- 公共事業の施行者から、最初に取り扱った者が譲渡していること